

# 強度行動障害に関する相談窓口の設置について

強度行動障害の状態にある児・者やその家族に関わる支援者から相談をお聞きし、より良い支援方針や環境づくりを一緒に検討していきます。必要に応じてコンサルテーションチームを派遣し、本人の不安の軽減や行動の改善に繋がるとともに、支援者の人材育成・スキルアップに繋がっていきます。

## 《強度行動障害とは・・・周囲を「困らせる」行動ではなく、本人が「困っている」サイン》

- 医学的な診断ではなく、混乱や不安を感じていても言葉では上手く表現出来ず、直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、こだわり等）、自傷行為として表現される状態像を指す。
- 重度・最重度知的障害がある場合や、自閉スペクトラム症の特徴が強い場合に、本人が置かれている環境との相互作用により強度行動障害の状態像を示しやすい。
- 強度行動障害判定基準表で 10 点以上を目安とする。 【18 歳以上⇒別紙 1】 【18 歳未満⇒別紙 2】

\*\*\*\*\*

### 1 利用できる方

岡山県内の福祉関係事業所・病院・学校(特別支援学校を含む)・自治体等の支援者

※ 対象者の住所またはサービス支給元の市町村が岡山市の場合は、まずは岡山市発達障害者支援センターにご相談ください。

※ 保護者の方は、自治体・相談支援事業所を通じてご依頼ください。相談助言・コンサルテーションは支援機関に対して行います。

※ 園・学校の場合は、直接ご連絡もしくは、お近くの特別支援学校にご相談ください。

※ 生活介護等の事業所で、在宅(グループホーム含む)からの通所利用者の場合は、個別の状況に合わせて、担当の相談支援事業所と相談の上、「基幹相談支援センター」と「本相談窓口」のどちらを利用されるかをご検討ください。

### 2 支援内容

- 各種事業所・自治体・相談支援事業所・病院・学校等への相談や助言
- 依頼に応じて強度行動障害の支援に関する専門家(スーパーバイザー)の派遣、コンサルテーションの実施

### 3 費用

無料

### 4 相談窓口

おかやま発達障害者支援センター Tel : 086-275-9277

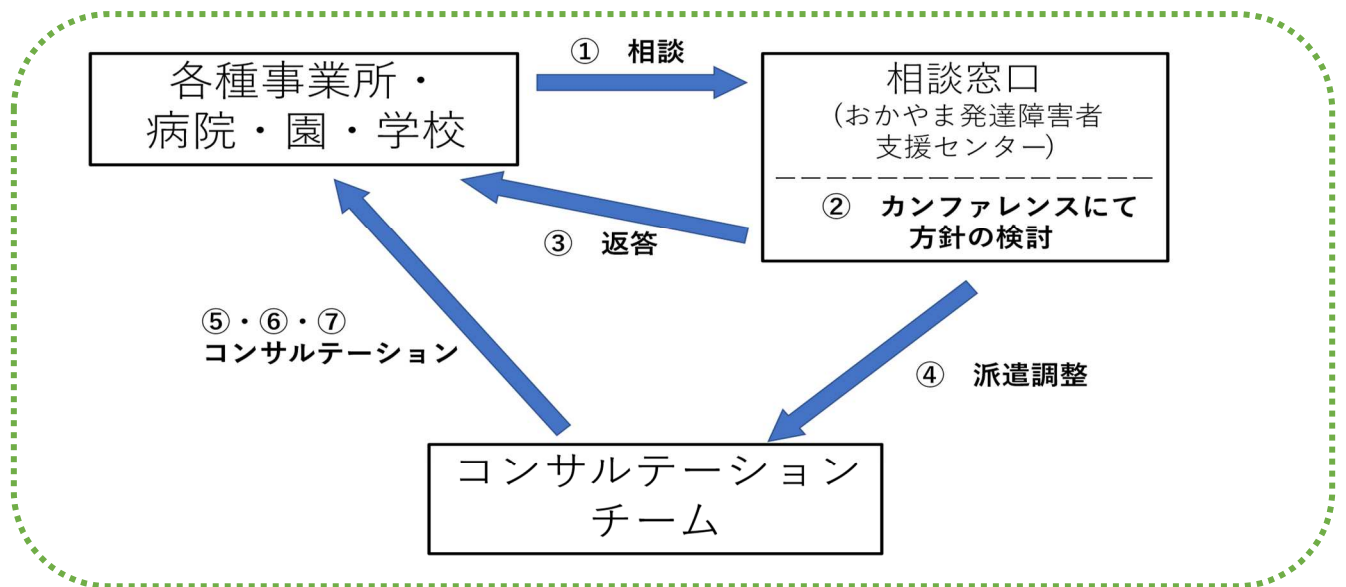
受付時間：午前9時～午後4時30分(祝日を除く月曜日～金曜日)

※ 裏面の“ご相談の流れ”をご確認いただき、お電話でご相談ください。

※ センター内での検討のため、返答までに2週間程度お時間をいただきます。

事業名 : 令和8年度岡山県強度行動障害支援コンサルテーション事業  
事業主体 : 岡山県子ども・福祉部障害福祉課(障害福祉サービス班)  
事業受託 : 社会福祉法人 旭川荘

# ご相談の流れ



- ① 電話による相談  
※お尋ねする内容…対象者の基礎情報、連絡した経緯、現在の支援状況 等
- ② 相談窓口内のカンファレンスにて支援方針を検討
- ③ 検討した支援方針を、依頼者に返答
- ④ スーパーバイザー、補助役、コーディネーターのコンサルテーションチームを選定  
※スーパーバイザー…大学や支援センターなどに所属するコンサルテーションの経験者  
※補助役…強度行動障害に関する支援の経験がある事業所職員  
※コーディネーター…コンサルテーションの実施にかかる連絡調整などの窓口
- ⑤ ④のコンサルテーションチームが訪問
- ⑥ モニタリングを実施
- ⑦ 支援方針の評価・立案を繰り返す（PDCA サイクルで実施）

- ・過去6か月間のご本人の状態像に対して評価をしてください。
- ・状態像を正しく把握するため、可能な限り複数の支援者での評価をお願いします。

行動関連項目	0点			1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない			2. 特定のものであればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる			2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
異食行動	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
多動・行動の停止	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
突発的行動	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
過食・反すう等	1. 支援が不要	2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
てんかん	1. 年に1回以上			2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

【合計 点】

項目に関する具体的な例示については下記を参照ください

厚生労働省「障害者総合支援法における障害支援区分 認定調査員マニュアル」

[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/6\\_5.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/6_5.pdf)

- ・過去6か月間のご本人の状態像に対して評定をしてください。
- ・状態像を正しく把握するため、可能な限り複数の支援者での評定をお願いします。

## 〔具体例〕

行動障害の内容	行動障害の目安と例示
ひどい自傷	肉が見えたり、頭部の変形に至るような叩き方をしたり、つめをはぐなど
強い他傷	噛みつき、蹴る、なぐる、髪引き、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など
激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐ、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行くなどの行為で止めても止めきれないもの
激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などを壊し、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど
睡眠障害	昼夜逆転してしまっている、ベッドについていられず、人や物に危害を加えるなど
食事関係の強い障害	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げる、椅子に座っておれず、皆と一緒に食事できない。便や釘、石などを食べ体に異常をきたしたことがある異食、特定のものしか食べずに体に異常をきたした偏食など
排泄に関する強い障害	便を手でこねたり、便をなげつけたり、便を壁面になすりつける。強迫的に排尿排便行動を繰り返すなど
著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出しをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険なところに上るなど
著しい騒がしさ	耐えられないような大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続くなど
パニックへの対応が困難	一度パニックが出ると、周囲がとめてもおさまられずつきあっていかれない状態を呈する
粗暴で相手に恐怖感を与えるため対応困難	日常生活の些細なことを注意しても、爆発的な行動を呈しかかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある

## 〔基準表〕

行動障害の内容	1点	3点	5点
ひどい自傷	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
強い他傷	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食事関係の強い障害	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排泄に関する強い障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい騒がしさ	ほぼ毎日	1日中	絶えず
パニックへの対応が困難			あり
粗暴で相手に恐怖感を与えるため対応困難			あり

【合計 点】